

女性の人権を考える視点
心理学的視点
ドメスティックバイオレンス

武蔵野大学 小西聖子



今日の内容

1. 女性に対する暴力は、世界的な重大課題ードメスティックバイオレンスの実状
2. DV概念や防止にかかわる制度の変化
3. ドメスティックバイオレンスの心理と影響-特に精神的被害について
 1. 事例
 2. 特徴
 3. 子ども



自己紹介

東京大学、筑波大学、同大学院卒業。精神科医師、公認心理師。被害者の支援やPTSD治療を専門としている。1993年に、東京医科歯科大学難治疾患研究所において犯罪被害者相談室の室長となり、支援を始めた。1999年から武蔵野大学教授。現在、武蔵野大学副学長。男女共同参画会議議員。内閣府男女共同参画局、女性に対する暴力に関する専門調査会会長。DV法改正に関するワーキンググループ座長。今年度2月まで法制審議会刑法部会(性犯罪)の臨時委員を務めた。

女性に対する暴力は、世界的な重大課題

ドメスティックバイオ
オレンスの実状は

世界のDVの実状はー女性と少女に対する暴力の蔓延

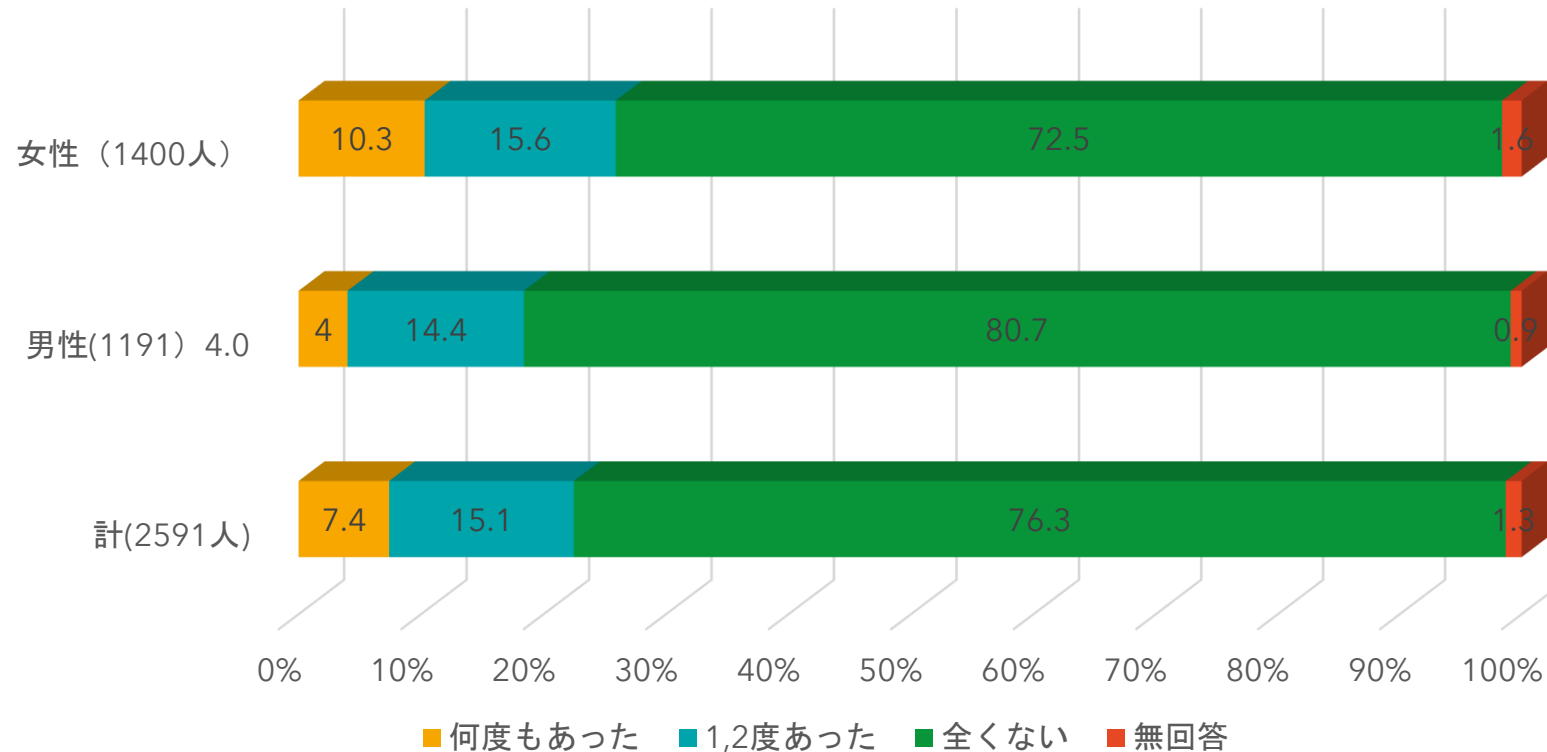
<https://www.unwomen.org/en/what-we-do/ending-violence-against-women/facts-and-figures>

(UN womenのホームページから)

- 世界では推定7億3,600万人の女性（**ほぼ3人に1人**）が、身体的および/または性的な親密なパートナーからの暴力、パートナー以外の性的暴力、またはその両方を生涯に少なくとも1回は受けている（15歳以上の女性の30%）。この数字にはセクシャルハラスメントは含まれていません。**うつ病、不安障害、予期せぬ妊娠、性感染症、HIVの罹患率**は、暴力を経験したことのない女性に比べて、暴力を経験した女性の方が高く、また、暴力が終わった後も続く可能性のある他の多くの健康上の問題も同様です。
- **交際経験のある15～19歳の思春期女子のほぼ4人に1人（24%）が、親密なパートナーや夫からの身体的暴力や性的暴力を経験している。**15歳から24歳の若い女性の16パーセントが過去12ヶ月以内にこの暴力を経験しました。

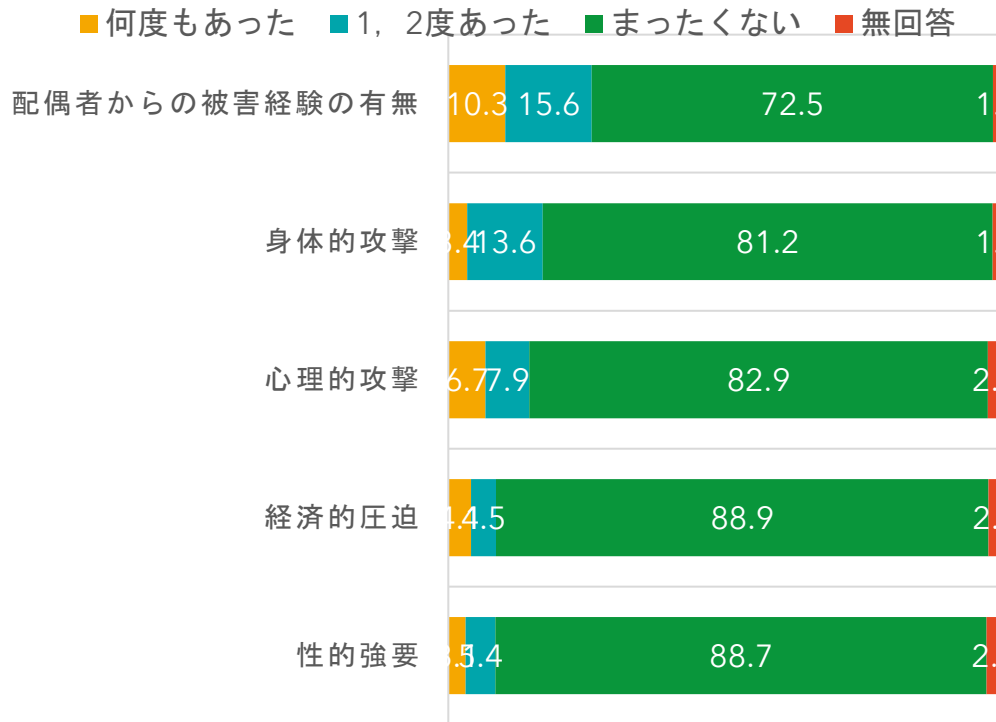
配偶者からの被害経験(n=2591)

内閣府 男女間における暴力に関する調査（令和2年度）から作成

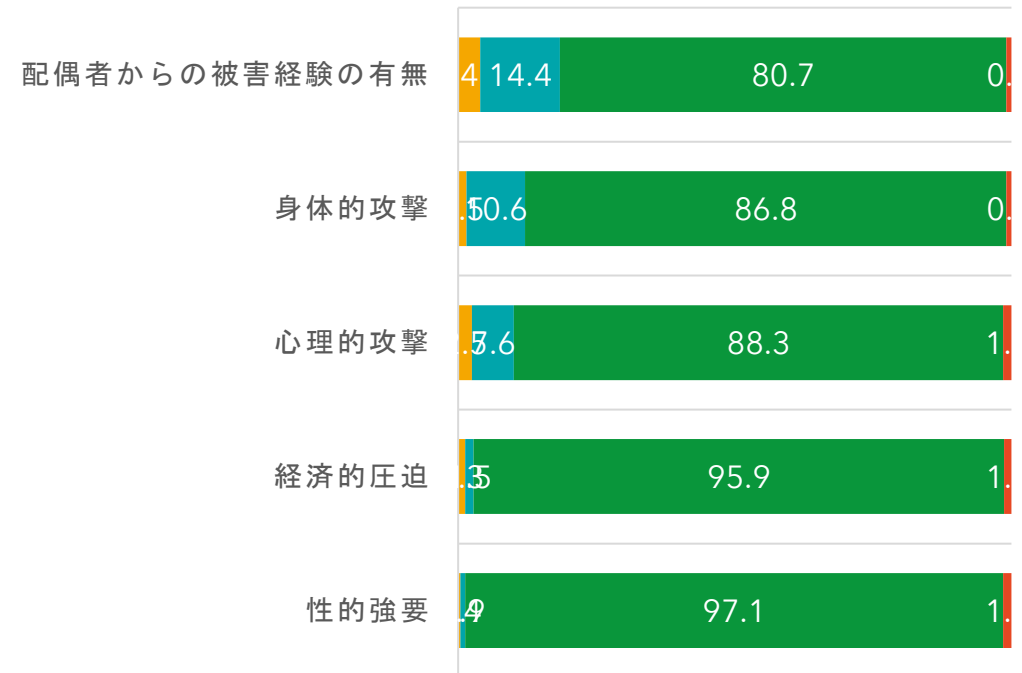


配偶者からの暴力の被害経験（内閣府 男女間における暴力に関する調査（令和2年度）から作成）

女性(n=1,400)



男性(n=1,191)



DVからIPVへ

海外では呼び名
が変わってきてい
る。

DV(ドメスティック・バイオレンス) という概念

- 1970年代前半 海外(アメリカ、スウェーデンなど) での「DVシェルター」の設置
- レノア・E・ウォーカー 「バタード・ウーマン—虐待される妻たち」(1979)
- 日本での最初の報告書(1992)
 - 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会：ドメスティック・バイオレンス—夫・恋人からの暴力をなくすために。有斐閣選書 [新装版] , 1998年.
- 東京都の調査(1998)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001)

IPV(intimate partner violence)

- 配偶者間暴力よりもさらに広く、性的な関係を持つ、あるいはかつて性的関係を持っていた、相手(パートナー)への力(パワー)の行使を指している。配偶関係があるかないかを問わず、同居中の親密なパートナーも、離婚などによってや別居したパートナーも含まれるし、恋人や以前の恋人なども含む。性的アイデンティティも問わない。同性カップルにおける暴力も異性カップルにおける暴力も含むものである。
- もう少し具体的に表現するなら、「IPVは親密な関係にあるものの間で身体的心理的性的害をなす行動のすべてを指す。身体的攻撃、心理的虐待、強制された性交やそのほかの支配的な行動（家族や友人から孤立させる、行動を監視する、情報や支援へのアクセスを禁止する）などを含んでいる。(筆者訳、一部省略)」
 - Ann Wolbert Burgess: *Victimology: Theories and Applications*, 3rd ed. Jones & Bartlett Learning, 2017.

DV防止法の改正

何が変わってきた
のか、今年変わった
のか

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の流れ

これも改正
されて入れ
られた。

- 2001年：DV防止法の施行

- 2001年に、DVの被害者を保護するための初の法律である「DV防止法」が施行された。この法律では、配偶者暴力相談支援センターの設置が定められ、「加害者に6ヵ月間の接近禁止命令や2週間の住居からの退去命令を出すことが可能となった。
- しかし、この時には対象は配偶者だけに限られ、また被害者を逃がすというところだけに焦点が当てられ、時間なども限定的であった。
- このあと2003年、2007年、2013年…と改正が行われる。

近年専門調査会で議論されてきたこと(順不同)

- 保護命令がうまく機能していない（相談数は増えているのに保護命令は減少）
- 心理的な影響が軽視されている
- 逃がすだけの支援(当事者の自立を長期的に支援することができていない、特に収入、就労などの面では、ジェンダーによる差別のただなかに被害者を投げ込むことになる) になっている。
- SNSなど新しい手段を使った加害者からの働きかけに対処できていない(ストーカー防止法においては対応されている)
- 加害者の更生プログラムの問題
- 子どもの虐待被害支援との連携がない
- 多様なジェンダーに対応していない
- 支援の地域格差
- 支援者の待遇

改正直前における認識 1

配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書（令和4年10月）
女性に対する暴力に関する専門調査会、配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ
https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/pdf/wg_report.pdf

- 配偶者等からの暴力は、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力などその形態は多岐にわたり、多くの場合、重なり合っている。
- そして、このような暴力は、決して許されない個人の尊厳を害する重大な人権侵害であり、被害者の生命、身体、精神・心理などのあらゆる面において、被害者に甚大かつ重層的な悪影響をもたらすものである。
- 特に、このような暴力により、加害者と被害者の間に支配・被支配関係を生じさせるという実態を直視しなければならない。

2023年5月の改正

内閣府男女共同参画局資料より

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/r5_01.pdf

< 1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化 >

- ① 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの
 - 身体に対する暴力を受けた者、
 - 「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者に加えて、
 - 「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加
- ◆ 接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大（現行は「更なる身体に対する暴力により身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」）

同改正(続き)

〈1〉 続

② 接近禁止命令等の期間を6か月間から **1年間に伸長**

注：子への接近禁止命令・子への電話等禁止命令について、当該命令の要件を欠くに至った場合の取消し制度（接近禁止命令の発令後6か月以降等）を創設

③ 電話等禁止命令の対象行為に、**緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝（午後10時～午前6時）のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加**

同改正(続き2)

〈1〉 続

④ 被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件注1を満たす場合について、

当該子への電話等禁止命令注2を創設

注1：被害者への接近禁止命令の要件のほか、被害者が当該子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があること、15歳以上の子についてはその同意があること等

注2：対象行為は、監視の告知等、著しく粗野乱暴な言動、無言電話、緊急時以外の連続した電話・FAX・メール・SNS等送信、緊急時以外の深夜早朝の電話・FAX、汚物等の送付等、名誉を害する告知等、性的羞恥心を害する事項の告知等、位置情報の無承諾取得等

同改正（続き3）

< 1 > 続

- ⑤ 退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設
- ⑥ 保護命令違反の厳罰化
1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → 2年以下の懲役／200万円以下の罰金

< 2. 基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充 >

- 国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画について、
 - (1) 被害者の自立支援のための施策^注、
 - (2) 国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする
- 注：「被害者の保護」に「被害者の自立を支援することを含む。」と規定することで対応

< 3. 協議会の法定化 >

- 関係機関等から構成される配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会を法定化し、都道府県に協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）、情報交換の円滑化を図るため、協議会の事務に関する守秘義務を創設

DV被害者の心理

精神的暴力は深刻な影響を及ぼす

心理的暴力が主な事例 (複数例から作成した架空事例)

- Aさん(48歳) 共働き家庭。結婚して12年。子ども9歳男児。
- しかし、夫は結婚当初から家事は全くしないが、口うるさく介入。妻には料理の取り合わせのセンスがない、子どもの育て方が下手だ、運転が下手だ、芸術が分からない、育ちが悪いなど、妻を責めてばかりいる。妻が不服そうな顔をしたり、言い返すと、さらに一方的な説教が数時間続く。深夜に長時間正座をさせたりする。
- それが嫌で、なるべく夫の言うように顔色を見ながらやってきた。言い返さないようにしてきた。

心理的暴力が主な事例 2

- 夫は、家事育児は全くせず、自分の趣味である日本画の友人と旅行に行き、個展を開いたり、高価な絵を買ったりしていた。子どもが学校の成績が悪いと妻のせいにした。妻は趣味がなく、能のない人間だと友人にも言いふらした。夫は子どもにおもちゃや高価な洋服を買ってきた。しかし、時々子どもが言うとおりにならないと子どもにも怒鳴るようになった。
- 全く同じレベルの仕事、賃金を稼ぎながら、妻の給料で生活を支え、夫の給料は趣味に使われた。
- 子どもと二人で朝まで正座させられ、危機を感じ別居した。夫からの復讐が怖くてたまらない。

心理的暴力が主な事例 3

- 自分はだめな人間だという思いが染みついている。夫のことを話そうとしても言葉が出てこない。動悸がひどく、苦しくなる。
- 感情がマヒしていて、人には明るく、楽天的な人だと思われる。
- 別居後、夫は子どもと定期的な面会を主張。文章を書くことにも長けた夫は、いかに自分が結婚生活で我慢していたか、Aさんが至らなかったか多弁に述べる。Aさんは封筒を見るとパニック状態になった。
- 子どもも夫に面会に行ったときには、ニコニコしたりする。いやだと言わない。夫はその場面をビデオで撮影、子どもとうまくいっている証拠として提出する

心理的攻撃が中心だが暴力被害もある

- 夫が正しく、自分がだめで気が利かない人間である、ということを感じており、夫の身勝手さを指摘しても訂正するのが困難。
- 夫の暴力以外のことは、よく話し、おしゃべりな印象さえ受ける。しかし、暴力や心理的攻撃の話になると、落ち着かなくなり話題を変えてしまう。
- 裁判所からくる封筒さえ動悸がしてあけられないという話が、観察して初めて納得できる。一行読むこともできない。

子どもにも大きな影響が

- 子どもは、別居して中学生になったころから不登校、母に対する暴力が見られるようになった。
- 人と話すことが苦手だったが、今は引きこもり状態となっている。
- Aさんは、子どもの暴力を見ると恐怖心でいっぱいになり、対処することができない。要求されるまま、高価なフィギュアを買ったりしてしまう。

DVはくり返しの被害である

一回限りの被害(自然災害、事故、多くの犯罪)とは異なる症状、心理的反応が生じる。

虐待の被害と似たところが多い。「家庭の中の繰り返しの暴力」「逃げられない」

常識では考えられない症状が生じるため、周囲に誤解されやすく、被害者自身も自分のことが理解できない場合が少なくない。

DVのトラウマで起こってくること

- PTSD
- 抑うつ
- 気分の不安定
- 解離症状
- 対人関係の不調
- 多彩な身体症状
- 自己評価の極端な低下
- 自己や他人、社会に対する認知の変化

PTSDと身体的健康

多くの疫学研究で

- 死亡率の上昇、心血管系、脳血管系、呼吸器系疾患、胃腸障害、慢性疼痛、繊維筋痛症、筋骨格系の障害、糖尿病、慢性疲労症候群、主観的健康度の低さ
- アルコールなどの物質使用の増加
- QOL指標
- 外来の利用の増加、入院日数の増加、費用の増大、予防的なサービスの利用度

と関連していることが分かっている

くり返す慢性的被害による心理的反応の特徴

解離症状や認知の変化が生じる。

- 何も覚えていない、暴力のことを話せない、加害者に対し怒りを持ってない、感情全体がない、自分が一方的に悪いと思う、加害者の価値観に同化する、など。
- 「監禁による洗脳」「カルト集団における教義の注入」などと類似する心理的過程が生じることもある。
- 対人関係の問題、感情の不安定、身体症状、自己評価の低下などもよく観られる。

具体的にはどうなるのか

くりかえし暴力にさらされると、心は混乱する

- いつも相手の言うことをどう聞くかだけを考えている。
- 顔色を見てばかりいて、ほかの人への配慮ができない。
- 筋が通らないので頭が混乱してくる。
- 何が正しいか、自分のしたいことは何か、わからなくなる。
- 加害者に時々優しくされると、それがほんとうのすがただと思いたくなる。
- 外からの情報が入らないので逃げ出すことが考えられず、かなり強力に介入しないと、加害者の主張が間違っていると思えない。
- ほかの人に相談しても、頑張りなさい、我慢しなさいと言われる。

起きてくること 2

- 身体的な受傷やその後遺症
- 様々なストレス関連の疾病
- 心理的な受傷
 - 恐怖
 - 恥
 - トラウマ体験による様々な心とからだの不調(PTSD症状)
- 抑うつ状態

起きてくること 3

- 社会的な問題
 - 貧困—貧困は多くの健康指標の重大な悪化要因
 - 孤立—ストーカーの不安、対人関係の不調などによる、近隣からの孤立
 - 離婚、転居による家族からの孤立
 - 子どもにかかわる問題
 - 子どもの不健康、不適応、暴力
 - 子どもとのかかわり

DVにさらされる子ども

子どもの人権擁護と密接に関連

子どもへの心理社会的影響

- DVの目撃はそれだけで、心理的虐待に当たる。
- 無力感、自責感を引き起こす体験
- さらにDVのある家庭には虐待があることも
- 離婚した後(一方の親との別れも大きなストレスとなることもある)、具合の悪い親との、母子家庭生活の中で、ヤングケアラーにならざるを得ない子どももいる。
- 子ども自身も安全な場所に行ってはじめて、症状が出てくることもある

医学的にまとめると

- 行動

- 不登校
- 家庭内暴力

- 症状

- PTSD症状
- 抑うつ・解離
- 自己評価の低下
- 感情不安定

また子ども的一生に影響していく

- 身体疾患・精神疾患を含む、状態の悪さ
- 対人関係不調
- 収入の低さ
- パートナー選択のリスク
- 次世代への暴力のリスク

まとめ

- このような状態が、決して少なくない家庭のなかで生じていることを、知る必要がある。
- 繰り返しの被害は、常識ではわかりにくい状態を作り出すが、そのことが多くの人に知られておらず被害者が誤解され、人権が守られないことが多い。
- 被害者の自立支援は、ジェンダー格差による女性の低収入、貧困の問題と直接つながっている。それが子どもにも深刻な影響を及ぼす。